

○農林水産省令第一号
 ○経済産業省令第一号
 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第一百二十二条第二号及び第三百四十二条第一項の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を定める。
 令和五年三月二十七日

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

農林水産省令第三号の一部を次のように改正する。
 農林水産大臣 野村 哲郎
 経済産業大臣 西村 康稔

商品先物取引法施行規則（平成十七年 農林水産省 経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（第二種特定商品市場類似施設で取引する商品及び商品指数の指定） 第六十六条 法第三百四十二条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる商品又は商品指数とする。</p>	<p>（第二種特定商品市場類似施設で取引する商品及び商品指数の指定） 第六十六条 法第三百四十二条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる商品又は商品指数とする。</p>
<p>一 金 二 銀 三 白金 四 九 〔略〕</p>	<p>〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 一 六 〔略〕</p>

備考 表中の「一」は注記である。
 別表第二を次のように改める。
 別表第二（第四十八条関係）

商品取引所	商品市場	数量	種類	数量
株式会社東京商品取引所	エネルギー市場	六百枚	ガソリン	五十枚
			灯油	五十枚
			軽油	五十枚
			原油	五十枚
			液化天然ガス	五十枚
			電力	二十枚
			ガソリン	五十枚
中京石油市場	六百枚	灯油	五十枚	

株式会社堂島取引所	農産物市場	千二百枚	米穀	二十枚
			大豆（米国産大豆）	二十枚
			小豆	二十枚
			とうもろこし	五十枚
	砂糖市場	三千枚	粗糖	二十枚
	貴金属市場	五万枚	金	千枚
			銀	千枚
			白金	二百枚

附則
 この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○金融庁告示第二十二号

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第七十号）の一部を次のように改正する。
 令和五年三月二十七日
 金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号） 第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であつて、令和四年十二月三十一日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとし、平成二十一年十二月十一日から適用する。</p>	<p>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号） 第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であつて、令和三年三月三十一日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとし、平成二十一年十二月十一日から適用する。</p>